

## VI その他

### 1. 税務証明の状況

#### (1) 発行数

年 度 区 分	2 2		2 3		2 4		2 5		2 6	
	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %	件 数	前 年 比 %
納税証明	2,142	84.8	2,536	118.4	2,004	79.0	2,524	125.9	1,837	72.8
課税証明	2,167	150.8	2,383	110.0	6,365	267.1	7,338	115.3	9,962	135.8
所得証明	18,133	104.4	16,369	90.3	12,807	78.2	12,954	101.1	12,582	97.1
資産証明	5,136	95.7	4,810	93.7	4,620	96.0	4,514	97.7	4,250	94.2
課税台帳 閲覧	659	93.3	814	123.5	788	96.8	811	102.9	751	92.6
そ の 他	2,166	123.4	1,393	64.3	1,283	92.1	1,268	98.8	997	78.6
合 計	<b>30,403</b>	104.3	<b>28,305</b>	93.1	<b>27,867</b>	98.5	<b>29,409</b>	105.5	<b>30,379</b>	103.3

注：手数料無料扱の分を含む

#### (2) 手数料

年 度 区 分	2 2		2 3		2 4		2 5		2 6	
	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %	金 額 円	前 年 比 %
納税証明	640,500	84.6	760,500	118.7	601,200	79.1	756,900	125.9	550,500	72.7
課税証明	649,800	150.8	714,000	109.9	1,882,800	263.7	2,157,000	114.6	2,919,900	135.4
所得証明	5,322,000	104.7	4,788,600	90.0	3,735,000	78.0	3,764,400	100.8	3,647,100	96.9
資産証明	1,531,500	95.8	1,433,400	93.6	1,374,600	95.9	1,342,500	97.7	1,261,500	94.0
課税台帳 閲覧	197,700	93.3	243,900	123.4	236,100	96.8	243,000	102.9	225,300	92.7
そ の 他	1,018,600	113.9	778,500	76.4	701,200	90.1	795,800	113.5	623,800	78.4
合 計	<b>9,360,100</b>	104.3	<b>8,718,900</b>	93.1	<b>8,530,900</b>	97.8	<b>9,059,600</b>	106.2	<b>9,228,100</b>	101.9

## 2. 県民税徴収委託金

区 分		年 度				
		2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
納税通知書枚数 に対するもの	基 数 (件)	67	4	0	0	0
	60円 委託金 (円)	4,020	240	0	0	0
徴収金払込額に に対するもの	基 数 (円)	1,985,668	1,480,851	1,199,985	685,813	501,424
	7% 委託金 (円)	138,995	103,658	83,996	48,005	35,097
過誤納金還付額 に対するもの	基 数 (円)	7,521,800	9,100,300	9,716,500	11,732,000	14,243,995
	按分率 委託金 (円)	3,153,829	3,958,080	3,875,143	4,667,002	5,673,849
還付加算金に に対するもの	基 数 (円)	355,800	387,400	482,600	525,700	556,000
	按分率 委託金 (円)	137,338	154,066	193,119	209,123	221,462
納税義務者数に に対するもの	基 数 (人)	50,112	49,174	49,114	49,092	48,744
	一人当たりの額 委託金 (円)	165,329,000	151,287,100	147,322,800	147,233,000	146,146,000
配当割、譲渡割 還付額に対する もの	基 数 (円)	911,628	1,224,336	4,587	1,576,298	4,295,188
	基数 委託金 (円)	911,628	1,224,336	4,587	1,576,298	4,295,188
<b>合 計</b>	<b>委託金 (円)</b>	<b>169,674,810</b>	<b>156,727,480</b>	<b>151,479,645</b>	<b>153,733,428</b>	<b>156,371,596</b>
前 年 比	(%)	92.0	92.4	96.7	101.5	101.7

年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6
特 定 按 分 率 %	39.77	39.77	39.78	39.78	39.84
確 定 按 分 率 %	39.770194814	39.773358878	39.783500918	39.782088347	39.844223968
平成19年度按分率 %	29.947638355	29.947638355	—	—	—
納税義務者一人当たりの額 円	3,300	3,000	3,000	3,000	3,000

3. 市税の基礎等一覧表(税率表別添)

(平成27年度分)

税目	賦課期日	種類	納税義務者	課税標準	申告期限	納期
市民税	1月1日	個人 均等割 所得割	・1月1日現在市内に住所を有する個人 (均等割と所得割) ・1月1日現在市内に事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの (均等割のみ)	前年の所得から諸控除を差し引いた金額 * 諸控除は次ページ以降に掲載	3月15日	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から11月2日まで 第4期 1月1日から2月1日まで ・給与特別徴収 年12回(6月～5月) ・年金特別徴収 年6回(偶数月)
		法人 均等割 法人税割	・市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割と法人税割) ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割のみ)	均等割 資本金等の区分による(9段階) 法人税割 法人税額による	事業年度 終了後 2ヶ月以内	申告納付
固定資産税	1月1日	土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	土地又は家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 償却資産 賦課期日における当該償却資産の価格	償却資産 2月1日	・普通徴収 第1期 5月1日から6月1日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 2月1日から2月29日まで
軽自動車税	4月1日	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪小型自動車	当該軽自動車等の所有者、又は使用者	当該軽自動車等の所有、又は使用	取得申告 取得後15日以内 廃車申告 廃車後30日以内	・普通徴収 5月1日から6月1日まで
市たばこ税		たばこ販売	製造たばこにつき、小売販売者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者	市内で売り渡した製造たばこの本数	翌月末日	申告納付
都市計画税		土地・家屋	当該固定資産の所有者	固定資産(土地・家屋)の価格 (市街化区域内の固定資産に限定課税)		固定資産税に同じ
入湯税		鉱泉浴場への入湯	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客	市内の鉱泉浴場(温泉利用施設)における入湯客数	翌月15日	申告納付

○ 所得控除の種類と控除額 (平成27年度分)

種類	控除額	
雑損控除	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額-保険等により補てんされた額)-(総所得金額等×1/10) ② (災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額)-5万円	
医療費控除	(支払った医療費-保険等により補てんされた額) - (総所得金額等×5/100) 又は10万円のいずれか低い額 (限度額200万円)	地震保険料控除
社会保険料控除	支払った額	○支払った地震保険料の2分の1 (限度額25,000円) 経過措置 平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、従前どおり損害保険料控除を適用できる(限度額10,000円)。ただし、地震保険料控除とともに適用する場合には、地震保険料控除とあわせて限度額25,000円となる。
小規模企業共済等掛金控除	支払った額	○支払った長期損害保険料の額が ア. 5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ. 5,000円を超え15,000円以下の場合…………… ……………(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円 ウ. 15,000円を超える場合……………10,000円
生命保険料控除	(1) 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 ①【新契約のみ】H24年1月1日以降の契約 支払った保険料が ア. 12,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ. 12,000円を超え32,000円以下の場合…………… ……………(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+6,000円 ウ. 32,000円を超え56,000円以下の場合…………… ……………(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+14,000円 エ. 56,000円を超える場合……………28,000円  ②【旧契約のみ】H23年12月31日以前の契約 支払った保険料が ア. 15,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ. 15,000円を超え40,000円以下の場合…………… ……………(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500円 ウ. 40,000円を超え70,000円以下の場合…………… ……………(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円 エ. 70,000円を超える場合……………35,000円  ※①新契約と②旧契約の両方の控除の適用を受ける場合 ……………①と②の合計(控除適用限度額は28,000円)  (2) 前年中に支払った保険料が個人年金保険の場合 (1)を参照  (3) 前年中に支払った保険料が介護医療保険の場合 (1)①を参照  ※(1)と(2)と(3)の全体の控除適用限度額は70,000円	障害者控除
		○障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき……………26万円 (特別障害者については……………30万円) ○控除対象配偶者又は扶養親族が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合……………53万円
		寡婦控除
		納税義務者が寡婦である場合には……………26万円 ただし、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する場合には……………30万円
		寡夫控除
		納税義務者が寡夫である場合には……………26万円
		勤労学生控除
		納税義務者が勤労学生である場合には……………26万円
		配偶者控除
		控除対象配偶者……………33万円 ただし、控除対象配偶者が70歳以上である場合には……………38万円
配偶者特別控除		
生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。 ○控除対象配偶者以外の配偶者 ア. 前年の合計所得金額が45万円未満の場合……………33万円 イ. 前年の合計所得金額が45万円以上75万円未満の場合…………… ……………38万円- (合計所得金額-38万円) (注) ( )内の金額は、( )内の計算で求めた金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、当該金額に満たない5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額のうち最も多い金額とします。 ウ. 前年の合計所得金額が75万円以上76万円未満の場合……………3万円		
扶養控除		
○控除対象扶養親族(扶養親族のうち年齢16歳以上の者をいう)1人につき……………33万円 ただし、控除対象扶養親族が19~22歳の場合……………45万円 70歳以上の場合……………38万円 ○納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者のいずれかと同居している70歳以上の控除対象扶養親族1人につき……………45万円		
基礎控除	33万円	

#### 4. 大牟田市税率表

税目		年度		42	43	44	45	46
		均等割	県市	100円 400円	100 400	100 400	100 400	100 400
市	個人	均等割	県市	標準税率	同左	同左	同左	同左
		所得割	県市					
民	法	均等割		42.6.1以後に終了する事業年度から 1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	同左
		税	人	割	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$	$\frac{10.7}{100}$
標準税率	$\frac{8.9}{100}$			$\frac{8.9}{100}$	$\frac{8.9}{100}$	$\frac{9.1}{100}$	$\frac{9.1}{100}$	
固定資産税				標準税率	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
				標準税率	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
軽自動車税	原付	50CC	500円	月割廃止 500	500	500	500	500
		90CC	800	" 800	800	800	800	
		125CC	1,000	" 1,000	1,000	1,000	1,000	
	軽自動車	二輪	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
		三輪	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	自動車	四輪貨物(自)						
		"(営)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
		四輪乗用(自)						
		"(営)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
	税	農耕作業用	1,000	月割廃止 1,000	1,000	1,000	1,000	
小型特殊(その他)		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
二輪の小型		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		
市たばこ消費税				$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$	$\frac{18.1}{100}$
電気ガス税	電気税		$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	$\frac{7}{100}$	
	ガス税							
鉱産税				標準税率	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
				標準税率	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
特別土地保有税	土地に対して課するもの			-	-	-	-	-
	土地の取得に対して課するもの			-	-	-	-	-
都市計画税				-	-	-	-	-

税 目		年 度		47	48	49	50	51
		均等割	県市	100 400	100 400	100 400	100 400	300 1,200
市	個人	均等割	県市	標準税率	同左	同左 (税法改正)	同左	同左
		所得割	県市					
民	法	均 等 割		1号4,000円 2号2,000円	同左	同左	同左	51.4.1以後に終了 する事業年度から 1号24,000円 2号12,000円 3号 7,200円
		税	人	割 率	10.7 100	10.7 100	49.5.1以後に終了 する事業年度から	14.5 100
標準税率	9.1 100				9.1 100	14.5 100	12.1 100	12.1 100
固 定 資 産 税		標準税率	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100
			1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	
軽 自 動 車 税	原 付	50CC	500	500	500	500	650	
		90CC	800	800	800	800	1,000	
	125CC	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300		
	二 輪	二 輪	1,500	1,500	1,500	1,500	月割廃止 2,000	
		三 輪	2,000	2,000	2,000	2,000	" 2,600	
	自 動 車	四輪貨物(自)					3,300	
		"(営)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,900	
	自 動 車	四輪乗用(自)					5,900	
		"(営)	4,500	4,500	4,500	4,500	5,200	
	農 耕 作 業 用	農 耕 作 業 用	1,000	1,000	1,000	1,000	1,300	
小型特殊(その他)		3,000	3,000	3,000	3,000	3,900		
二 輪 の 小 型	二 輪 の 小 型	2,500	2,500	2,500	2,500	3,300		
市 た ば こ 消 費 税		18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100	18.1 100		
電 気 ガ ス 税	電気税	7 100	7 100	10月 6 より 100	50年 5 1月より 100	5 100	5 100	
	ガス税			10月 3 より 100	50年 4 1月より 100	6月 3 より 100	52年 2 1月より 100	
鉱 産 税		標準税率	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	
			1 100	1 100	1 100	1 100	1 100	
特別土地 保有税	土地に対して 課するもの	-	-	1.4 100	1.4 100	1.4 100		
	土地の取得に 対して課するもの	-	-	3 100	3 100	3 100		
都 市 計 画 税		-	-	-	-	-		

52	53	54	55	56
300 1,200	300 1,200	300 1,200	500 1,500	500 1,500
同左	同左	同左	同左 (税法改正)	同左
52.4.1以後に終了 する事業年度から 1号80,000円 2号24,000円 3号8,000円	53.4.1以後に終了する 事業年度から 1号800,000円 4号24,000円 2号400,000円 5号8,000円 3号80,000円	同左	同左	同左
<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	<u>14.5</u> 100	7月31日 まで <u>14.5</u> 100
<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	<u>12.1</u> 100	8月1日 以降 <u>12.1</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
650	650	700	700	700
1,000	1,000	1,000	1,100	1,100
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
2,000	2,000	2,000	2,200	2,200
2,600	2,600	2,600	2,850	2,850
3,300	3,300	3,300	3,650	月割廃止 3,650
2,900	2,900	2,900	2,900	" 2,900
5,900	5,900	5,900	6,500	" 6,500
5,200	5,200	5,200	5,200	" 5,200
1,300	1,300	1,300	1,450	1,450
3,900	3,900	3,900	4,300	月割廃止 4,300
3,300	3,300	3,300	3,650	" 3,650
<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100	<u>18.1</u> 100
<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100	<u>5</u> 100
<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100	<u>2</u> 100
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
-	-	-	0.05 100	0.1 100
			制限 税率 0.3 100	0.3 100

税 目		年 度		57	58	59
		均等割	県市	500 1,500	500 1,500	500 1,500
市	個人	均等割	県市	500 1,500	500 1,500	500 1,500
		所得割	県市	標準税率	同左	同左
民	法	均等割		1号800,000円 2号400,000円 3号 80,000円 4号 24,000円 5号 8,000円	58.4.1以後に終了する 事業年度から 1号1,200,000円 4号60,000円 2号 700,000円 5号48,000円 3号 160,000円 6号16,000円	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000,000円 4号150,000円 2号1,750,000円 5号120,000円 3号 400,000円 6号 40,000円
		税	割	14.7 100	14.7 100	14.7 100
税	人	標準税率		12.3 100	12.3 100	12.3 100
		固定資産税		1.6 100	1.6 100	1.6 100
固	定	標準税率		1.4 100	1.4 100	1.4 100
		原	50CC	700	700	1,000
軽	付	90CC	1,100	1,100	1,200	
		125CC	1,450	1,450	1,600	
自	動	二輪	2,200	2,200	2,400	
		三輪	2,850	2,850	3,100	
車	自	四輪貨物(自)	3,650	3,650	4,000	
		"(営)	2,900	2,900	3,000	
税	車	四輪乗用(自)	6,500	6,500	7,200	
		"(営)	5,200	5,200	5,500	
農	耕	農耕作業用	1,450	1,450	1,600	
		小型特殊(その他)	4,300	4,300	4,700	
二	輪	二輪の小型	3,650	3,650	4,000	
		市たばこ消費税	18.1 100	18.1 100	18.1 100	
電	気	電気税	5 100	5 100	5 100	
		ガス税	2 100	2 100	2 100	
鉦	産	標準税率	1.1 100	1.1 100	1.1 100	
		特別土地	土地に対して課するもの	1.4 100	1.4 100	1.4 100
保	有	土地の取得に対して課するもの	3 100	3 100	3 100	
		都市計画税	0.1 100	0.1 100	0.1 100	
都	市	制限税率	0.3 100	0.3 100	0.3 100	

60	61	62	63	元
700円	700	700	700	700
2,000円	2,000	2,000	2,000	2,000
同左	同左	同左	同左	同左
59. 4. 1以後に終了 する事業年度から 1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号 400,000円 4号 150,000円 5号 120,000円 6号 40,000円	同左	同左	同左	同左
$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$	$\frac{14.7}{100}$
$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$	$\frac{12.3}{100}$
$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{1.6}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
1,000円	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
$\frac{18.1}{100}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割(4月まで)5月以降特例 $\frac{350}{1,100}$ $\frac{640}{1,000}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 特例 $\frac{640}{1,000}$	従価割 $\frac{14.3}{100}$ 従量割 特例 $\frac{640}{1,000}$	3月まで $\frac{14.3}{100}$ 4月から $\frac{1.997}{1,000}$ 従価割 100 従量割 1,000 従量割 特例 " 旧3級品 $\frac{640}{1,000}$ $\frac{948}{1,000}$
$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{5}{100}$	平成元年 4月1日廃止
$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{2}{100}$	
$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$	$\frac{1.1}{100}$
$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$	$\frac{1}{100}$
$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{1.4}{100}$
$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{3}{100}$
$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$	$\frac{0.1}{100}$
$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$	$\frac{0.3}{100}$

税目		年度		2	3	4	5	6
市	個人	均等割	県	700	700	700	700	700
			市	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
民	法	所得割	県	標準税率	同左	同左	同左	同左
			市					
税	均等割			1号3,000,000円 2号1,750,000円 3号400,000円 4号150,000円 5号120,000円 6号40,000円	同左	59.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 2号1,750千円 3号400千円 4号150千円 5号120千円 6号40千円	同左	6.4.1以後に終了する 事業年度から 1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号410千円 9号50千円 4号400千円 5号160千円 6号150千円
		税	割	14.7 100	14.7 100	14.7 100	14.7 100	14.7 100
			標準税率	12.3 100	12.3 100	12.3 100	12.3 100	12.3 100
固定資産税			標準税率	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100	1.6 100
			標準税率	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100
軽自動車税	原付	50CC		1,000	1,000	1,000円	1,000	1,000
		90CC		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		125CC		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		ミニカー		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	軽自動車	二輪		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		三輪		3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
		四輪貨物(自)		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
		"(営)		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	自動車	四輪乗用(自)		7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
		"(営)		5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
		農耕作業用		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		小型特殊(その他)		4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
	二輪の小型		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
市たばこ税		従量割	1.997 1,000	従量割 1.997 1,000	従量割 1.997 1,000	従量割 1.997 1,000	従量割 1.997 1,000	
※63年度までは市たばこ消費税		"	旧3級品 948 1,000	" 旧3級品 948 1,000	" 旧3級品 948 1,000	" 旧3級品 948 1,000	" 旧3級品 948 1,000	
鉱産税			1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	1.1 100	
			標準税率	1 100	1 100	1 100	1 100	
特別土地保有税	土地に対して課するもの		1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	1.4 100	
	土地の取得に対して課するもの		3 100	3 100	3 100	3 100	3 100	
都市計画税			0.1 100	0.1 100	0.1 100	0.1 100	0.1 100	
			制限税率	0.3 100	0.3 100	0.3 100	0.3 100	

7	8	9	10	11
700 2,000	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500	1,000 2,500
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 1,997 1,000 " 旧3級品 <u>948</u> 1,000	従量割 2,434 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000	従量割 2,434 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000	4月まで 2,434 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,155</u> 1,000 5月から 2,668 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1,266</u> 1,000
<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	<u>1.1</u> 100	平成10年 4月1日廃止	
<u>1</u> 100	<u>1</u> 100	<u>1</u> 100		
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100	<u>3</u> 100
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100

税目		年度	12	13	14	15	
市	個人	均等割	1,000	1,000	1,000	1,000	
		所得割	2,500	2,500	2,500	2,500	
	法人	均等割	標準税率				同左
		税割	同左				同左
民	法	均等割	1号3,000千円 7号130千円 2号1,750千円 8号120千円 3号 410千円 9号 50千円 4号 400千円 5号 160千円 6号 150千円				同左
税	人	均等割	14.7	14.7	14.7	14.7	
		税割	100	100	100	100	
		標準税率	12.3	12.3	12.3	12.3	
固定資産税	標準税率	標準税率	100	100	100	100	
		標準税率	1.6	1.6	1.6	1.6	
		標準税率	100	100	100	100	
軽自動車税	原付	50CC	1,000	1,000	1,000	1,000	
		90CC	1,200	1,200	1,200	1,200	
		125CC	1,600	1,600	1,600	1,600	
		ミニカー	2,500	2,500	2,500	2,500	
	自動車	二輪	2,400	2,400	2,400	2,400	
		三輪	3,100	3,100	3,100	3,100	
		四輪貨物(自)	4,000	4,000	4,000	4,000	
		"(営)	3,000	3,000	3,000	3,000	
		四輪乗用(自)	7,200	7,200	7,200	7,200	
		"(営)	5,500	5,500	5,500	5,500	
	農耕作業用	1,600	1,600	1,600	1,600		
	小型特殊(その他)	4,700	4,700	4,700	4,700		
	二輪の小型	4,000	4,000	4,000	4,000		
	市たばこ税	従量割		2,668	2,668	2,668	6月まで 2,668 7月から 2,977
"		1,000	1,000	1,000	従量割 1,000 従量割 1,000		
"		旧3級品	旧3級品	旧3級品	" 旧3級品		
"		1,266	1,266	1,266	1,266 1,412		
特別土地保有税	土地に対して課するもの		1.4	1.4	1.4	平成15年度から新たな課税は停止	
	土地の取得に対して課するもの		3	3	3		
都市計画税	制限税率		0.1	0.1	0.1	0.1	
	制限税率		100	100	100	100	
	制限税率		0.3	0.3	0.3	0.3	
入湯税	標準税率		-	-	-	-	
	標準税率		-	-	-	-	

16	17	18	19	20
1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,000 3,000	1,500 3,000
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	H20. 4. 1以降に開始する 事業年度から 1号 50千円 6号 400千円 2号 120千円 7号 410千円 3号 130千円 8号 1,750千円 4号 150千円 9号 3,000千円 5号 160千円
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 2,977 1,000 " 旧3級品 <u>1.412</u> 1,000	従量割 2,977 1,000 " 旧3級品 <u>1.412</u> 1,000	6月まで 2,977 7月から 3,298 従量割 1,000 従量割 1,000 " 旧3級品 <u>1.412</u> <u>1.564</u> 1,000 1,000	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 <u>1.564</u> 1,000	従量割 3,298 1,000 " 旧3級品 <u>1.564</u> 1,000
-	-	-	-	-
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
-	-	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70 1人1日につき 150

税目		年度	21	22	23
市 民 税	個人	均等割	1,500	1,500	1,500
		所得割	3,000	3,000	3,000
	法人	均等割	H21.3.1以降に終了する 事業年度から 1号 50千円 6号 480千円 2号 144千円 7号 492千円 3号 156千円 8号 2,100千円 4号 180千円 9号 3,600千円 5号 192千円		
		税割	14.7	14.7	14.7
	税	標準税率	100	100	100
		税率	12.3	12.3	12.3
	固定資産税	標準税率	1.6	1.6	1.6
		税率	100	100	100
		税率	1.4	1.4	1.4
	軽自動車税	原付	50CC	1,200	1,200
90CC			1,400	1,400	1,400
125CC			1,900	1,900	1,900
ミニカー			3,000	3,000	3,000
軽自動車		二輪	2,800	2,800	2,800
		三輪	3,700	3,700	3,700
		四輪貨物(自)	4,800	4,800	4,800
		"(営)	3,600	3,600	3,600
自動車		四輪乗用(自)	8,600	8,600	8,600
		"(営)	6,600	6,600	6,600
		農耕作業用	1,900	1,900	1,900
		小型特殊(その他)	5,600	5,600	5,600
		二輪の小型	4,800	4,800	4,800
市たばこ税	従量割	3,298	9月まで 3,298 10月から 4,618	従量割 4,618	
	" 旧3級品	1,000	従量割 1,000 従量割 1,000	" 旧3級品 1,000	
都市計画税	制限税率	0.1	0.1	0.1	
	税率	100	100	100	
入湯税	標準税率	0.3	0.3	0.3	
	税率	100	100	100	
入湯税	標準税率	150	150	150	
	税率	70	70	70	

24	25	26	27
1,500 3,000	1,500 3,000	2,000 3,500	2,000 3,500
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
<u>14.7</u> 100	<u>14.7</u> 100	9月30日 <u>14.7</u> <u>12.1</u> まで 100 100	<u>12.1</u> 100
<u>12.3</u> 100	<u>12.3</u> 100	10月1日 <u>12.3</u> <u>9.7</u> 以降 100 100	<u>9.7</u> 100
<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100	<u>1.6</u> 100
<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100	<u>1.4</u> 100
1,000	1,000	1,000	1,000
1,200	1,200	1,200	1,200
1,600	1,600	1,600	1,600
2,500	2,500	2,500	2,500
2,400	2,400	2,400	2,400
3,100	3,100	3,100	3,100 27.4.1初年登録 3,900
4,000	4,000	4,000	4,000 27.4.1初年登録 5,000
3,000	3,000	3,000	3,000 27.4.1初年登録 3,800
7,200	7,200	7,200	7,200 27.4.1初年登録 10,800
5,500	5,500	5,500	5,500 27.4.1初年登録 6,900
1,600	1,600	1,600	1,600
4,700	4,700	4,700	4,700
4,000	4,000	4,000	4,000
従量割 4,618 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000	3月まで 4,618 従量割 1,000 " 旧3級品 2,190 1,000	4月から 5,262 従量割 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000	従量割 5,262 1,000 " 旧3級品 2,495 1,000
<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100	<u>0.1</u> 100
<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100	<u>0.3</u> 100
宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70	宿泊あり 1人1泊につき 150 宿泊なし 1人1日につき 70
1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150	1人1日につき 150

○市民税、個人所得割の税率表

3年度～6年度		7年度～8年度		9年度～10年度		11年度～18年度		19年度～	
区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率	区分	税率
160万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	200万円以下	3/100	一律	6/100
160万円を超え ～550万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100	200万円を超え ～700万円以下	8/100		
550万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	11/100	700万円を超える 金額	12/100	700万円を超える 金額	10/100		

○法人市民税均等割の税率表

53年度～57年度			58年度			59年度～5年度			6年度～19年度		
区分		税率	区分		税率	区分		税率	区分		税率
資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円	資本等の金額	従業員数	千円
(1号) 50億円超	100人超	800	(1号) 50億円超	50人超	1,200	(1号) 50億円超	50人超	3,000	(1号) 50億円超	50人超	3,000
(2号) 10億円超 ～50億円以下	100人超	400	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	700	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(2号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750
(3号) 10億円超 1億円超 ～10億円以下	100人以下 100人超	80	(3号) 10億円超 1億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	160	(3号) 10億円超 1億円超 ～10億円以下	50人以下 50人超	400	(3号) 10億円超	50人以下	410
(4号) 1億円超 ～10億円以下 1千万円超 ～1億円以下	100人以下 —		24	(4号) 1億円超 ～10億円以下 1千万円超 ～1億円以下		50人以下 50人超	60		(4号) 1億円超 ～10億円以下 1千万円超 ～1億円以下	50人以下 50人超	150
(5号) 前各号以外	—	8		(5号) 1千万円超 ～1億円以下 1千万円以下	50人超 50人以下	48		(5号) 1千万円超 ～1億円以下 1千万円以下	50人以下 50人超	120	
				(6号) 前各号以外	—		16	(6号) 前各号以外	—		40
									(9号) 前各号以外	—	50

20年度			21年度～		
区分		税率	区分		税率
資本金等の金額	従業員数	千円	資本金等の金額	従業員数	千円
(1号) 次の各号以外	—	50	(1号) 次の各号以外	—	50
(2号) 1千万円以下	50人超	120	(2号) 1千万円以下	50人超	144
(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	130	(3号) 1千万円超 ～1億円以下	50人以下	156
(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	150	(4号) 1千万円超 ～1億円以下	50人超	180
(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	160	(5号) 1億円超 ～10億円以下	50人以下	192
(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	400	(6号) 1億円超 ～10億円以下	50人超	480
(7号) 10億円超	50人以下	410	(7号) 10億円超	50人以下	492
(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750	(8号) 10億円超 ～50億円以下	50人超	2,100
(9号) 50億円超	50人超	3,000	(9号) 50億円超	50人超	3,600

5. 税務機構一覽

課名	担当名	課長	主幹	主査	職員	計	事務分掌
税務課	市民税	1	1	2	7	1	1. 市税（国民健康保険税を除く。）に関する事 2. 固定資産の評価に関する事 3. 国有資産等所在市町村交付金に関する事 4. 市税に係る諸証明に関する事
	諸税			1	4		
	土地			1	4		
	家屋			1	3		
	家屋・償却			1	4		
	計			1	1		
納税課	徴収第一	1		1	6	24	1. 市税並びにこれに付帯する督促手数料及び延滞金の徴収に関する事 2. 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事 3. 納税の督促に関する事 4. 市税の滞納処分及びその執行停止に関する事 5. 市税の不納欠損処分に関する事 6. 市税の徴収の囑託及び受託に関する事
	徴収第二			1	6		
	整理			1	4		
	収納管理			1	3		
	計			1	4		
総計	2	1	9	41	53		

基準日 平成27年8月1日

主査欄は主幹兼務を表す

市民部	市民生活課
	市民課
	保険年金課
	税務課
	納税課